

平成 30 年 5 月 14 日

各 位

上 場 会 社 名 株式会社ぱど
代 表 者 代表取締役社長 倉橋 泰
(コード番号 4833)
問合せ先責任者 専務取締役管理統括本部長 石川 雅夫
(TEL 03-6694-9810)

監査等委員会設置会社への移行及び定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成 30 年 6 月 21 日開催予定の第 31 期定時株主総会での承認を条件として、監査等委員会設置会社へ移行する方針を決定し、これに伴い、同定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 監査等委員会設置会社への移行

(1) 移行の目的

社外取締役が過半数で構成される監査等委員会を設置することにより、取締役会の監査・監督機能の強化をもってコーポレート・ガバナンス体制の一層の充実と企業価値のさらなる向上を図ることを目的として、監査等委員会設置会社に移行することといたしました。

(2) 移行の時期

平成 30 年 6 月 21 日開催予定の当社第 31 期定時株主総会において、必要な定款変更についてご承認いただき、監査等委員会設置会社に移行する予定です。

2. 定款の一部変更について

(1) 定款変更の理由

監査等委員会設置会社へ移行するため、監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設並びに監査役会及び監査役に関する規定の削除等、所要の変更を行うものです。

(2) 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

(3) 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 30 年 6 月 21 日 (予定)

定款変更の効力発生日 平成 30 年 6 月 21 日 (予定)

3. その他

監査等委員を含む取締役人事につきましては、本日開示いたしました「監査等委員会設置会社移行後の役員人事に関するお知らせ」をご覧ください。

以 上

【別紙】

変更の内容は、次のとおりです。

(下線部は変更箇所を示しております。)

現行	変更案
<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>第1条～第3条 (条文省略)</p> <p>(機 関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) <u>監査役</u></p> <p>(3) <u>監査役会</u></p> <p>(4) 会計監査人</p> <p>第5条 (条文省略)</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>第1条～第3条 (現行どおり)</p> <p>(機 関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会<u>及び</u>取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) <u>監査等委員会</u></p> <p>(削除)</p> <p>(3) 会計監査人</p> <p>第5条 (現行どおり)</p>
<p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>第6条～第10条 (条文省略)</p>	<p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>第6条～第10条 (現行どおり)</p>
<p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第11条～第16条 (条文省略)</p>	<p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第11条～第16条 (現行どおり)</p>
<p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(員 数)</p> <p>第17条 当社の取締役は8名以内とする。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(員数)</p> <p>第17条 当社の取締役(<u>監査等委員である取締役を除く。)</u>は、8名以内とする。</p> <p style="text-align: center;"><u>2. 当社の監査等委員である取締役は、4名以内とする。</u></p>
<p>(選任方法)</p> <p>第18条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>2. (条文省略)</p> <p>3. (条文省略)</p>	<p>(選任方法)</p> <p>第18条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別し、株主総会において選任する。</u></p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>3. (現行どおり)</p>
<p>(任期)</p> <p>第19条 取締役の任期は、選任後1年以</p>	<p>(任期)</p> <p>第19条 取締役(<u>監査等委員である取締役</u></p>

内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(新 設)

(新 設)

(新 設)

(取締役会の招集及び議長)

第20条 (条文省略)

2. 取締役会の招集通知は、会日の2日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
3. 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

第21条 (条文省略)

(代表取締役)

第22条 (条文省略)

2. 前項のほか、取締役会の決議によって会社を代表する取締役を

を除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

3. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

4. 補欠の監査等委員である取締役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

(取締役会の招集及び議長)

第20条 (現行どおり)

2. 取締役会の招集通知は、会日の2日前までに各取締役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
3. 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

第21条 (現行どおり)

(代表取締役)

第22条 (現行どおり)

2. 前項のほか、取締役会の決議によって会社を代表する取締役(監査

<p>選定することができる。</p> <p>(役付取締役)</p> <p>第23条 当社は、取締役会の決議によって取締役の中から取締役社長1名を選定し、必要に応じ取締役会長1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>(新 設)</p> <p>第24条 (条文省略)</p> <p>(報酬等)</p> <p>第25条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第26条 (条文省略)</p> <p>2. 当社は取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間で会社法第423条第1項の責任につき、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が</p>	<p><u>等委員である取締役を除く。)</u>を選定することができる。</p> <p>(役付取締役)</p> <p>第23条 当社は、取締役会の決議によって取締役(<u>監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から取締役社長1名を選定し、必要に応じ取締役会長、取締役副会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p><u>(重要な業務執行の決定の委任)</u></p> <p>第24条 <u>当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定を取締役に委任することができる。</u></p> <p>第25条 (現行どおり)</p> <p>(報酬等)</p> <p>第26条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第27条 (現行どおり)</p> <p>2. 当社は、<u>取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)</u>との間で会社法第423条第1項の責任につき、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。<u>但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額と</u></p>
--	--

<p><u>(監査役会規程)</u></p> <p><u>第32条 監査役会に関する事項は、法令</u> <u>または本定款のほか、監査役会</u> <u>において定める監査役会規程に</u> <u>よる。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p><u>(報酬等)</u></p> <p><u>第33条 監査役の報酬等は、株主総会の</u> <u>決議によって定める。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p><u>(監査役の責任免除)</u></p> <p><u>第34条 当社は、監査役（監査役であ</u> <u>ったものを含む）の会社法第</u> <u>423条第1項の責任につき、そ</u> <u>の監査役が職務を行うにおい</u> <u>て、善意でかつ重大な過失がな</u> <u>い場合は、取締役会の決議をも</u> <u>って、法令の定める限度額の範</u> <u>囲内で、その責任を免除するこ</u> <u>とができる。</u></p> <p><u>2. 当社は監査役との間で会社法</u> <u>第423条第1項の責任につき、</u> <u>法令に定める要件に該当する場</u> <u>合には、賠償責任を限定する契</u> <u>約を締結することができる。た</u> <u>だし、当該契約に基づく賠償責</u> <u>任の限度額は、法令が規定する</u> <u>額とする。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p><u>第5章 監査等委員会</u> <u>(常勤の監査等委員)</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p><u>第28条 監査等委員会は、その決議によっ</u> <u>て常勤の監査等委員を選定する</u> <u>ことができる。</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p><u>(監査等委員会の招集)</u></p> <p><u>第29条 監査等委員会の招集通知は、会日</u> <u>の2日前までに各監査等委員に</u> <u>対して発する。但し、緊急の必要</u> <u>があるときは、この期間を短縮す</u></p>

<p>(新 設)</p> <p>第6章 計 算 第<u>35</u>条～第<u>38</u>条 (条文省略)</p> <p>(新 設) (新 設)</p>	<p><u>ることができる。</u></p> <p><u>2. 監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p> <p><u>(監査等委員会規程)</u></p> <p><u>第30条 監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u></p> <p>第6章 計 算 第<u>31</u>条～第<u>34</u>条 (現行どおり)</p> <p><u>附 則</u> <u>(監査役の責任免除に関する経過措置)</u></p> <p><u>第1条 第31期定時株主総会終結前の監査役(監査役であったものを含む。)の行為に関する会社法第423条第1項の損害賠償責任の取締役会の決議による免除については、なお従前の例による。</u></p> <p><u>2. 第31期定時株主総会終結前の監査役(監査役であったものを含む。)の行為に関する会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約については、なお、従前の例による。</u></p>
---	---

以 上